

令和 2 年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

資金不足比率	備 考
— (資金不足比率なし)	別表 2 ①表

令和 3 年 8 月 23 日提出

山武郡市広域水道企業団
企業長 松 下 浩 明

山水監第10号

令和3年7月27日

山武郡市広域水道企業団

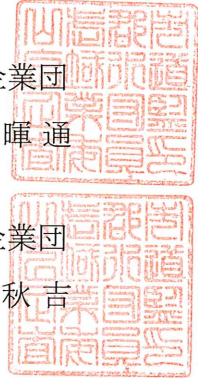
企業長 松下 浩明 様

山武郡市広域水道企業団

監査委員 野島 暉通

山武郡市広域水道企業団

監査委員 能勢 秋吉



令和2年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条
第1項の規定により、審査に付された令和2年度山武郡市広域水道企業団
水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に
ついて審査したので、別紙のとおり意見を提出します。



令和 2 年 度

山武郡市広域水道企業団
水道事業会計資金不足比率
審 査 意 見 書

山武郡市広域水道企業団
監査委員

令和2年度山武郡市広域水道企業団
水道事業会計資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和2年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率及び
その算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期日

令和3年6月23日

第3 審査の方法

この審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎と
なる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として
実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、令和2年度山武郡市広域水道企業団水道事業
会計資金不足比率は、地方公共団体財政の健全化に関する法律
その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎と
なる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと
認められた。

また、資金不足比率は、資金に不足が生じておらず、発生していない
ため、財政は健全であると認められた。

記

(単位：％)

会 計 名	令和2年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

※ 資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示している。